

屋外広告物許可申請手続きについて

新規許可申請に必要な書類【２部】（市・申請者戻し用）

1. 屋外広告物許可申請書（様式第１号）
2. 仕様書（広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面）、
設計図（広告物等の色彩、意匠及び表示面積を明らかにした模写図）
3. 設置場所の見取り図およびカラー写真
4. 屋外広告物の管理者になれる者の証明書の写し
5. 手数料
6. 返信用封筒（納付書送付用・副本返却用）

更新許可申請に必要な書類【２部】（市・申請者戻し用）

1. 更新許可申請書（様式第３号）
2. 広告物のカラー写真
3. 屋外広告物安全点検報告書（様式第５号）
4. 屋外広告物の管理者になれる者の証明書の写し
5. 手数料
6. 返信用封筒（納付書送付用・副本返却用）

手 続 の 流 れ

郵送の場合は、送料等のご負担をお願いします。

（新規の場合はここから）

広告物が設置できる場所であるかの確認

茨城県の条例に基づいておりますので、他の都道府県と許可条件が異なる場合があります。



（更新の場合はここから）

申請書類の提出



審査した後に、手数料をお知らせいたします。
1週間ほどかかります。

手数料の納付

現金で納付して下さい。
（郵送の場合は郵便小為替）



許可書の交付

提出・問い合わせ先

茨城県 下妻市役所

都市整備課 都市計画係

〒304-8501

下妻市本城町三丁目13番地

TEL 0296-45-8128

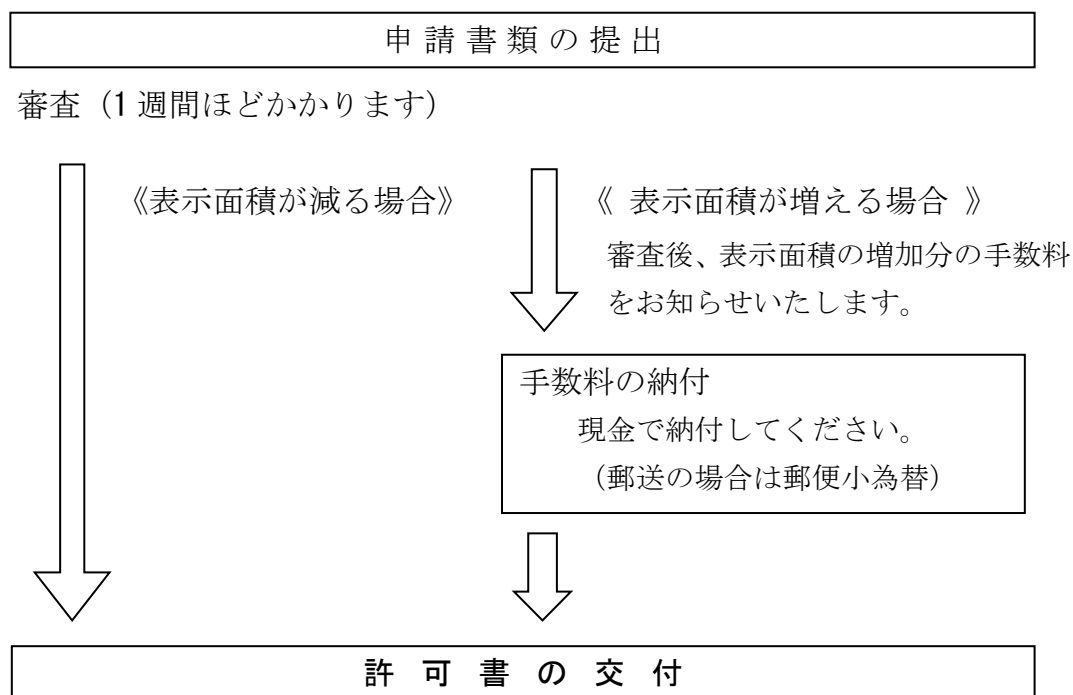
FAX 0296-43-2945

変更・改造の場合の申請手続きについて

変更許可申請に必要な書類

1. 屋外広告物変更（改造）許可申請書（様式第 6 号）（市・申請者戻し用） 【2 部】
2. 変更（改造）後の広告物の形状、寸法、材料及び構造を示す図面 【1 部】
3. 改造前の広告物等のカラー写真（申請日より前 3 ヶ月以内） 【1 部】
4. 変更（改造）後の色彩、デザイン、表示面積を明らかにした模写図 【1 部】

手続きの流れ



※屋外広告物の変更・改造の申請等（茨城県屋外広告物条例第 10 条、第 11 条）

※許可を受けようとする場合、変更・改造しようとする日より 30 日前までに提出

提出・問い合わせ先

茨城県下妻市役所 都市整備課 都市計画係

〒304-8501 下妻市本城町三丁目 13 番地

TEL 0296-45-8128(直通)

FAX 0296-43-2945